

海外証券先物取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、当社が取扱う海外証券先物取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- ◆ 先物取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定められた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。ただし、期日まで待たずに、反対売買（買い方の場合は転売、売り方の場合は買戻し）を行うことで、契約を解消することが可能です。
- ◆ 国債先物取引（当社ではミニ日本国債先物取引）は、抽象的な金融商品（日本長期国債標準物）を対象としたものであるため、期日までに反対売買により決済されなかった場合には、東京証券取引所の取引最終日の始値により差金決済されます。
- ◆ 株価指数先物取引は抽象的な指数を対象商品としたものであり実際の受渡が不可能であるため、期日までに反対売買により決済されなかった場合には、契約時の約定価格と最終清算値（SQ値）の差額を受払いすることにより差金決済されます。
- ◆ 海外証券先物取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性を合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引のリスクや仕組みについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

手数料などの諸費用について

- ・ 海外証券先物取引を行うにあたっては、「手数料等について」に記載の手数料の額及び方法により取引手数料をいただきます。また、取引システム（PRETS）利用料を「手数料等について」の記載の額及び方法によりいただきます。
- ・ その他費用として、CME（シカゴマーカンタイル取引所）の制度によりCMEからの情報配信を希望される場合は情報配信に係るシステム利用料を当社を通じてCMEにお支払いいただきます。

証拠金について

- ・ 海外証券先物取引を行うにあたっては、当社ホームページ記載の証拠金を前もって現金（日本円）にて預託していただきます。
- ・ 証拠金の額は、各取引所が定める証拠金額をもとに当社が定めた額です。(IM×1.2/1枚)
*IMは各取引所が定める1枚当りの証拠金です。
- ・ 証拠金の額は、各取引所が予告なく変更することがあります。

海外証券先物取引のリスクについて

ミニ日本国債先物の価格は、金利の変動の影響により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。海外株価指数先物取引は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。

またこれらの海外証券先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。したがって、海外証券先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- 市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。
- 相場の変動により不足額が発生したときは、証拠金の追加差入が必要となります。
- 各取引所は、相場の変動やリスク管理の観点から必要と認められる場合には予告なく証拠金の額の引き上げを行うことがあります。そのために、証拠金の追加差入れが必要となる場合があります。
- 所定の時限までに証拠金を差し入れしない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。
- 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- 市場の状況によっては、各取引所が制限値幅を拡大することがあります。その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。
- 各取引所の所在する国の政治・経済・社会情勢の変動等の要因による相場の著しい変動により取引が制限されることもあります。
- USドル建て商品については為替リスクが発生します。
- 当社営業時間外にお客様の取引システムへのログインにおいてロックがかかった場合お客様はロックを解除することができず不測の影響を受けることがあります。(パスワードを3回間違えるとロックがかかります。)

海外証券先物取引は、クーリング・オフの対象とはなりません。

- 当社の取扱う海外証券先物取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

海外証券先物取引に関する主要な用語

- 証拠金（しょうこきん）
先物取引の契約義務の履行を確保するために差入れる保証金をいいます。
- 建玉（たてぎょく）
先物取引のうち決済が終了していないものを建玉といいます。また、買付けのうち決済が終了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。
- 買戻し（かいもどし）
売建玉を決済する（売建玉を減じる）ために行う買付けをいいます。
- 転売（てんばい）
買建玉を決済する（買建玉を減じる）ために行う売付けをいいます。
- 限月（げんげつ）
取引の決済期日の属する月をいいます。先物取引では同一商品について複数の限月が設定され、それぞれについて取引が行われます。
- 建玉の移管（たてぎょくのいかん）
当社では、CME における建玉が翌朝 SGX へ移ることをいいます。
- IM（イニシャル・マージン）
各取引所が定める1枚当りの必要証拠金の額をいいます。

手数料等について

- 取引手数料

| 取扱商品 | 取引1枚当たりの 手数料（税込） |
|------------------------------------|---------------------|
| SGX 日経平均先物 | 1,080 円 |
| SGX ミニ JGB 先物 | 1,080 円 |
| SGX CNX NIFTY INDEX 先物取引（US ドルベース） | 1,080 円 |
| CME 日経平均先物（円ベース） | 1,080 円 |
| その他 CME 上場商品（US ドルベース） | 1,080 円 |

・取引システム（PRETS）利用料

初回入金の翌々月より月額 10,800 円（税込。ただし、毎月末時点で過去 2 ヶ月間に先物 1 枚以上のお取引または建玉があるお客様は翌月の利用料を免除します。また、口座に残高のないお客様には利用料は発生いたしません。ただし、全額出金時より 2 ヶ月以内に再入金があった場合は前回の未取引期間を考慮します。）

支払方法は、原則、毎月末に翌月分の利用料を海外証券先物取引口座より自動引き落としいたします。月末時点で 10,800 円以上の残高のないお客様はシステムへのログインを制限させていただきます。

情報閲覧のみをご希望の方は、3 ヶ月前払いプランを選択可能です。申込月の翌月より 3 ヶ月間を 2 万 7 千円（税込）で利用していただけます。

その他費用について

CME（シカゴマーカンタイル取引所）の制度により、CME からの情報配信を受ける各お客様につきましては、情報配信に係るシステム利用料として毎月 5 米ドル相当額を弊社を通じて CME にお支払いいただきます。当社で CME 上場商品のお取引を希望されるお客様が対象となります。

マイナンバー制度導入に係る留意点

マイナンバー制度導入に伴い、平成 28 年 1 月 1 日以降に先物取引の差金決済を行うお客様に対して、差金決済を行う日までにお客様に個人番号の提供をお願いします。個人番号が記載された先物取引の差金決済にかかる告知書をご提出ください。また支払調書へも個人番号を記載し税務署へ提出いたします。証拠金の入金がしばらくなく、お取引を再開される場合はご注意ください。

海外証券先物取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における海外証券先物取引については以下によります。

- ・ インターネットを通じて、各取引所への注文の取次ぎ
- ・ 海外証券先物取引のお取引に関するお客様の金銭又は建玉の管理

金融商品取引契約に関する租税の概要

<海外証券先物取引に関する租税の概要>

個人／法人のお客様に対する課税は、以下によります。

「海外証券先物取引」にかかる損益は雑所得となり、総合課税の対象となります。

また、租税特別措置法第 4 1 条の 1 4 における「差金決済等に係る損失の繰越控除」の適用はありません。

※尚、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において海外証券先物取引を行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、あらかじめ「海外証券先物取引等口座設定約諾書」等に必要事項を記入のうえ、捺印して当社に差し入れ、口座を開設していただく必要があります。取引に関する金銭・建玉は、す

べてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。

- ・ 口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に受けられないこともあります。
- ・ ご注文は、当社が定めた取扱時間内に行ってください。
- ・ ご注文にあたっては、委託する取引対象及び限月取引、売付け又は買付けの別、注文数量、価格（指値、成行等）等注文の執行に必要な事項を入力していただきます。これらの事項を入力しただけなかったときは、ご注文の執行ができません。
- ・ 海外証券先物取引においては新規・決済の概念が無いため、ご注文の都度指定していただく必要はありません。先入先出の方法により決済されます。
- ・ 注文された海外証券先物取引が成立したとき、また、海外証券先物取引の成立後その建玉が決済されるまでの間、成立した取引内容若しくは建玉の内容及びお客様と当社との債券・債務の残高をご確認いただくため、当社から「海外証券先物取引取引報告書兼取引残高報告書」が翌営業日に交付されます。交付方法は WEB ページ上でお客様が出力する方法にて行います。
- ・ また、月末における建玉残高、委託証拠金の残高等を記載した「海外証券先物取引照合通知書」を毎月上記取引報告書と同様の方法にて交付いたします。
- ・ この「海外証券先物取引報告書兼取引残高報告書」、「海外証券先物取引照合通知書」の内容は、必ずご確認ください。
- ・ 万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社まで E-Mail または電話にてご連絡下さい。

《海外証券先物取引のしくみについて》

当社では以下の海外証券先物取引を取り扱います。各取引については、それぞれの証券取引所の諸規則に従って行います。

- ・ 海外ミニ日本国債先物取引（日本円建）＜シンガポール取引所＞
- ・ 海外日経平均先物取引（日本円建）＜シンガポール取引所＞
- ・ 海外日経平均先物取引（日本円建）＜シカゴマーカンタイル取引所＞
- ・ E-Mini S&P-500 先物取引（US ドル建）＜シカゴマーカンタイル取引所＞
- ・ E-Mini NASDAQ-100 先物取引（US ドル建）＜シカゴマーカンタイル取引所＞
- ・ CNX Nifty INDEX 先物取引（US ドル建）＜シンガポール取引所＞

＜海外ミニ日本国債先物取引＞についての説明

| ミニ日本国債先物取引 | |
|------------|--|
| 取引市場 | シンガポール取引所 |
| 証拠金 | シンガポール取引所の規程に準じ当社が定める額を全額現金にて前受け（ホームページ掲載の証拠金額をご確認ください） |
| 取引時間 | 8：45～18：15 19：30～翌日 3：00 ※18：10～18：14 はプレクロージング時間 (取引最終日) 8：45～15：15 |
| 注文受付時間 | 8：30～18：15 (8：43～8：45/18：14～18：15 取消・変更注文入力不可) 19：15～翌日 3：00 (19：28～19：30 は取消・変更注文入力不可) (取引最終日) 8：30～15：15 |
| 注文受付方法 | 売買取引システムにより受付 *お電話では受け付けません |
| 取引単位 | 額面1000万円 |
| 対象銘柄 | 日本長期国債（額面100円、利率6%、償還期限10年） |
| 取引限月 | 3・6・9・12月のうち直近の2限月 |
| 取引最終日 | 東京証券取引所における10年国債先物限月の取引最終日の前取引日 |
| 呼値の単位 | 額面100円につき一銭(1,000円) |
| 建玉制限 | 50枚(※) |
| 手数料 | 1,080円(税込) / 1枚 |

※ プレクロージング時間とは、取引所が定める引け前板寄せ時間です。この時間帯は約定が成立しません。

※ 取引時間は予告なく変更される可能性があります。

※ 建玉制限について、大口注文をご希望の場合は別途ご相談させていただきます。

※ 取引所規程の証拠金は年に数回変更されることがあります。ホームページにてご確認ください。

※ 証拠金のご入金は最低必要証拠金額を上回る額を余裕を持ってご入金ください。

※ お客様の先物差入証拠金を当社の定める取引所清算会社へ差入れることがあります。

三菱日本国債先物取引の仕組みについて

○取引の方法

- (1) 対象銘柄
日本長期国債標準物（額面100円、利率年6%、償還期限10年）
- (2) 取引の期限
各限月取引は、東京証券取引所における10年国債先物限月の取引最終日の前取引日をもって終了します。
- (3) 呼値及び売買単位
呼値の単位は額面100円につき1銭です。また、売買単位は1000万円です。
- (4) 制限値幅
ありません。

○決済の方法

- (1) 転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済）
買建玉（又は売建玉）をもつ投資者は、取引最終日までに転売又は買戻しを行い買建玉（又は売建玉）価格と転売（又は買戻し）価格との差額を授受することにより決済することができます。
- (2) 最終決済日に決済
取引最終日までに決済されなかった場合は、東京証券取引所の取引最終日の始値によって差金決済が行われます。
注）両建はお取り扱い致しません。
原則として先入先出により決済されますが、シンガポール取引所における慣習が優先されます。

○証拠金について

- (1) 証拠金の差入れ
証拠金は、受入証拠金の総額が証拠金所要額の総額を下回っている場合その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日の当社が指定する日時までに現金にて差し入れなければなりません。金融商品取引業者から証拠金の差入請求があった場合、速やかにその差入を行わなければ金融商品取引業者は、その建玉について顧客の計算で転売買戻しを行い決済することができます。

当社における証拠金所要額は、各取引所が定める証拠金額を基に当社の規定により定めた額です。常にホームページに掲載しておりますのでご確認ください。また、各取引所は予告無く証拠金を変更することがあります。

- (2) 計算上の利益の払出し
計算上の利益額に相当する額の金銭については、受入証拠金の総額が証拠金所要額の総額を上回っているときの差額を限度として、委託している金融商品取引業者に請求することにより、払出しをうけることができます。
なお、計算上の利益の払出しを行っている場合には、建玉を決済したときの利益額と相殺されます。

(3) 証拠金の返還

当社は、顧客が海外ミニ先物取引について、顧客が差入れた証拠金から未履行債務額を控除した額について返還を申し入れたときは、原則として遅滞無く返還します。

○当社又は指定清算参加者破綻時等の建玉の処理について

当社又は指定清算参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、執行取引所が支払不能による売買停止等の措置を講ずる場合があります。その場合は、お客様の計算により建玉を決済していただきます。

<海外日経平均先物取引>についての説明

| 日経平均先物取引 | |
|----------|--|
| 取引市場 | シンガポール取引所 (SGX) |
| 証拠金 | シンガポール取引所の規程に準じ当社が定める額を全額現金にて前受け (ホームページ掲載の証拠金額をご確認ください) |
| 取引時間 | 8:45~15:30 16:15~翌日3:00 ※15:25~15:29はプレクローリング時間 取引最終日 8:45~15:30 |
| 注文受付時間 | 8:30~15:30 (8:43~8:45/15:29~15:30 取消・変更注文入力不可) 16:00~翌日3:00 (16:13~16:15 取消・変更注文入力不可) |
| 注文受付方法 | 売買取引システムにより受付 *お電話では受け付けません |
| 取引単位 | 日経平均先物価格×500円 |
| 取引限月 | 3・6・9・12月のうち2限月 |
| 取引最終日 | 各限月の第2金曜日の前日 |
| 呼値の単位 | 5ポイント (2,500円) |
| 建玉制限 | 20枚 (※) |
| 手数料 | 1,080円 (税込) / 1枚 |

※プレクローリング時間とは、取引所が定める引け前板寄せ時間です。この時間帯は約定が成立しません。

| 日経平均先物取引 (円建) | |
|---------------|--|
| 取引市場 | シカゴマーカントイル取引所 (CME) ※CME Globex による電子取引 |
| 証拠金 | シカゴマーカントイル取引所の規程に準じ当社が定める額を全額現金にて前受け (ホームページ掲載の証拠金額をご確認ください) |
| 取引時間 | 日本時間： <サマータイム時 (3月第二日曜~11月第一日曜)> AM7:00~AM6:15 <標準時 (サマータイム時以外)> AM8:00~AM7:15 |
| 注文受付時間 | 24時間 |

| | |
|--------|--|
| 注文受付方法 | 売買取引システムにより受付 *お電話では受け付けません |
| 取引単位 | 日経平均先物価格×500円 |
| 取引限月 | 3・6・9・12月のうち直近の2限月 |
| 取引最終日 | 各限月の第2金曜日の前日 |
| 呼値の単位 | 5ポイント(2,500円) |
| 建玉制限 | 20枚(※) |
| 手数料 | 1,080円(税込) / 1枚 |
| その他費用 | CMEの情報配信に係るシステム利用料 5米ドル相当額 / 1ヶ月 ※弊社を通じてCMEへお支払いいただきます。 |

- ※ 取引時間は予告なく変更される可能性があります。
- ※ 建玉制限について、大口注文をご希望の場合別途ご相談させていただきます。
- ※ 取引所規程の証拠金は年に数回変更されることがあります。
- ※ 証拠金のご入金は最低必要証拠金額を上回る額を余裕を持ってご入金ください。
- ※ お客様の先物差入証拠金を当社の定める取引所清算会社へ差入れることがあります。
- ※ 当社における清算業務は、日本の営業日に準じます。
- ※ CMEの情報配信システム利用料は、CMEにおいて予告なく変更されることがあります。

特記事項

CMEとSGXには相互決済システムがあります。当社では、CMEでのお取引(建玉)はすべてSGXに移管されます。またCMEでの取引(建玉)がSGXへ移管されるまでの間はCMEの証拠金が適用され、移管後はSGXの証拠金が適用されます。

2015年4月1日からCMEの制度変更により、CMEの情報配信に係るシステム利用料が、各お客様にも課金されることになりました。取引システムPRETSよりCMEの情報配信を希望されるお客様につきましては、毎月5米ドル相当額を弊社を通じてCMEにお支払いいただきます。希望されないお客様につきましては情報配信がなされず利用料のお支払いも必要ございません。尚、本利用料はCMEにおいて予告なく変更されることがあります。その場合、CMEの規定に基づき決定された金額をお支払いいただきます。

日経平均先物取引の仕組みについて

○取引の方法

(1) 取引の制限

日経平均先物取引は、3月、6月、9月、12月の各限月第2金曜日の前日を取引最終日とします。(第2金曜日及びその前日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)

(2) 呼値の単位及び取引単位等

日経平均先物取引の呼値は、5円刻みで行います。また、取引単位は、日経平均先物価格の500倍です。

日経平均先物取引では、二つの限月取引のうち一方の限月取引の売付と他方の限月取引の買付けを同時に行う取引(限月間スプレッド取引)ができます。

(3) 値幅制限

呼値は、シンガポール取引所及びシカゴ・マーカントイル取引所の定めるところにより、下記の値幅の限度を超える値段により取引を行うことができないものとします。

<シンガポール取引所>

中心限月の前日の清算値の水準によって以下の様な値幅制限が設定されます。

| | 当初制限値幅 | 中間制限値幅 | 最終制限値幅 |
|---------------|--------|--------|--------|
| 7000未満 | ±1000 | ±1500 | ±2000 |
| 7000以上10000未満 | — | ±1500 | ±2000 |
| 10000以上 | — | — | ±2000 |

※当初値幅現に到達した場合は、10分間の冷却期間を経た後、中間制限値幅で取引が再開されます。取引再開後、中間値幅に到達した時は、10分間の冷却期間を経た後、最終制限値幅にて取引が再開されます。取引日当日において、最終制限値幅外で取引が成立することはありません。

<シカゴ・マーカントイル取引所>

取引所が決定する基準値段（Reference price）を中心値段として、中心限月の取引において次の値幅制限（拡大措置あり）が適用されます。なお、売買最終日には値幅制限は適用されません。

値幅制限：基準価格の上下8%（=8%×20日算術平均価格）

⇒（10分間の取引停止後※）：基準価格の上下12%（=12%×20日算術平均価格）

⇒（10分間の取引停止後※）：基準価格の上下16%（=16%×20日算術平均価格）

※10分間の取引停止後、値幅制限外の注文しかない場合は、さらに2分間の中断を挟んで上下16%の値幅制限で取引が再開されます。

適用される値幅は四半期ごとに見直され、取引所より公表されます。詳しくは取引所のウェブページ <http://www.cmegroup.com/trading/equity-index/price-limit-guide.html> でご確認ください。

○決済の方法

(1) 転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済）

株価指数先物取引について、買建玉（又は売建玉）を保有する投資者は、取引最終日までに転売（又は買戻し）を行い、新規の買付け（又は売付け）を行ったときの約定数値と転売（又は買戻し）を行ったときの約定数値との差に相当する金銭を授受することにより決済することができます。

(2) 最終清算数値（SQ値）による決済（最終決済）

取引最終日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の売付け又は買付けを行ったときの約定数値と最終清算数値（取引最終日の翌日の株価指数対象各銘柄の始値に基づいて算出する特別な指数。SQ値といいます。）との差に相当する金銭を授受することにより決済されます。

注) 両建はお取り扱い致しません。

原則として先入先出により決済されますが、各取引所の慣習が優先されます。

○証拠金について

(1) 証拠金の差入れ

証拠金は、受入証拠金の総額が証拠金所要額の総額を下回っている場合その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日の当社が指定する日時までに現金にて差し入れなければなりません。金融商品取引業者から証拠金の差入請求があった場合、速やかにその差入を行わなければ金融商品取引業者は、その建玉について顧客の計算で転売買戻しを行い決済することができます。

当社における証拠金所要額は、各取引所が定める証拠金額を基に当社の規定により定めた額です。常にホームページに掲載しておりますのでご確認ください。また、各取引所は予告無く証拠金を変更することがあります。

(2) 計算上の利益の払出し

計算上の利益額に相当する額の金銭については、受入証拠金の総額が証拠金所要額の総額を上回っているときの差額を限度として、委託している金融商品取引業者に請求することにより、払出しを受けることができます。

なお、計算上の利益の払出しを行っている場合には、建玉を決済したときの利益額と相殺されます。

(3) 証拠金の返還

当社は、顧客が海外日経平均先物取引について、顧客が差入れた証拠金から未履行債務額を控除した額について返還を申し入れたときは、原則として遅滞無く返還します。

○当社又は指定清算参加者破綻時等の建玉の処理について

当社又は指定清算参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、執行取引所が支払不能による売買停止等の措置を講ずる場合があります。その場合は、お客様の計算により建玉を決済していただきます。

＜海外株価指数先物取引＞についての説明

当社で取扱う以下の海外株価指数先物取引は US ドル建て商品であり、証拠金を US ドルにて差入れる必要があります。円口座より証拠金の US ドル変換指示を行ってください。

(詳しくは別紙又はホームページ掲載の「ドル変換について」をご参照ください)

また US ドル建て商品には為替リスクが発生します。

| CME E-Mini S&P 500 先物取引 (US ドル建) CME E-Mini NASDAQ-100 先物取引 (US ドル建) | |
|---|--|
| 取引市場 | シカゴマーカンタイル取引所 (CME) ※CME Globex による電子取引 |
| 証拠金 | シカゴマーカンタイル取引所の規程に準じ当社が定める額を全額現金にて前受け (ホームページ掲載の証拠金額をご確認ください) |
| 取引時間 | 日本時間： 月曜～金曜 8:00～翌日 7:15 |

| | |
|--------|--|
| | 中断時間：6:15～6:30 ＊取引最終日 取引最終日の 23:30 ＊米国サマータイム時は－1 時間 |
| 注文受付時間 | 取引所の取引時間に基づく |
| 注文受付方法 | 売買取引システムにより受付 ＊お電話では受け付けません |
| 取引単位 | E-mini S&P 500 先物：\$50×CME E-mini S&P 500 先物価格 E-mini NASDAQ-100 先物：\$20×CME E-mini NASDAQ-100 先物価格 |
| 取引限月 | 3・6・9・12月のうち2 限月 |
| 取引最終日 | シカゴ時間：取引限月の第3 金曜日の 8:30a.m.まで (日本時間：取引限月の第3 金曜日 11:30p.m.まで) ＊米国サマータイム時は－1 時間 |
| 呼値の単位 | E-mini S&P 500 先物：0.25 ポイント (12.5 ドル) E-mini NASDAQ-100 先物：0.25 ポイント (5 ドル) |
| 建玉制限 | 10 枚 (※) |
| 手数料 | 1,080 円 (税込) / 1 枚 |
| その他費用 | CME の情報配信に係るシステム利用料 5 米ドル相当額 / 1 ヶ月 ※弊社を通じて CME へお支払いいただきます。 |

| CNX NIFTY INDEX 先物取引 (US ドル建) | |
|-------------------------------|--|
| 取引市場 | シンガポール取引所 (SGX) |
| 証拠金 | シンガポール取引所の規程に準じ当社が定める額を全額現金にて前受け (ホームページ掲載の証拠金額をご確認ください) |
| 取引時間 | 10:00～19:15 20:15～翌日 3:00 (取引最終日) 10:00～19:15 |
| 注文受付時間 | 9:45～19:15 20:00～翌日 3:00 (取引最終日) 9:45～19:15 |
| 注文受付方法 | 売買取引システムにより受付 ＊お電話では受け付けません |
| 取引単位 | CNX Nifty 先物指数×US\$2 |
| 取引限月 | 直近の2 限月 |
| 取引最終日 | 各限月の最終木曜日 |
| 呼値の単位 | 0.5 ポイント (US\$1) |
| 建玉制限 | 10 枚 (※) |
| 手数料 | 1,080 円 (税込) / 1 枚 |

- ※ 取引時間は変更される可能性があります。
- ※ 建玉制限について、大口注文をご希望の場合別途ご相談させていただきます。
- ※ 取引所規程の証拠金は年に数回変更されることがあります。
- ※ 証拠金のご入金は最低必要証拠金額を上回る額を余裕を持ってご入金ください。
- ※ お客様の先物差入証拠金を当社の定める取引所清算会社へ差入れることがあります。
- ※ 当社における清算業務は、日本の営業日に準じます。
- ※ CME システム利用料については 9 頁特記事項をご参照ください。

○取引の方法

CME E-Mini NASDAQ-100 先物取引 (US ドル建)

CME E-Mini S&P-500 先物取引 (US ドル建)

(1) 取引の制限

E-Mini S&P-500 先物取引 E-Mini NASDAQ-100 先物取引は、3月、6月、9月、12月のうち5限月が上場されており、当社では直近の2限月が取引できます。各限月の第3金曜日(8:30p.m.(シカゴ時間)まで)を取引最終日とします。

(2) 呼値の単位及び取引単位等

E-mini S&P 500 先物及びE-Mini NASDAQ-100 先物の呼値は、0.25ポイント刻みで行います。また、取引単位はE-mini S&P 500 先物は先物価格の50倍、E-Mini NASDAQ-100 先物価格の20倍で行います。

(3) 値幅制限

取引所が決定する基準値段を中心値段として、下記の値幅制限(拡大措置あり)が適用されます。CME Groupの米国株価指数先物に関する値幅制限は、原則ニューヨーク証券取引所(NYSE)のサーキットブレーカーに関するルール(Rule80B)を元に設定されています。また、パーセントで示される下落幅の具体的な数値は、各銘柄の中心限月の終値の平均値を基に四半期ごとに算出されます。詳しくは取引所のウェブページ <http://www.cmegroup.com/trading/equity-index/price-limit-guide.html> でご確認ください。

◎8:00~23:30と6:00~7:15 *米国サマータイム時は-1時間

値幅制限→上下「基準値段の5%」

◎23:30~翌日5:25 *米国サマータイム時は-1時間

値幅下限→「基準値段の7%」

⇒(10分間の取引停止後※):「基準値段の13%」

⇒(10分間の取引停止後※):「基準値段の20%」

※10分間の取引停止後、拡大前の値幅制限外の注文しかない場合は、さらに2分間の中断を挟んで取引が再開されます。

◎5:25~6:00 *米国サマータイム時は-1時間

値幅下限→「基準値段の20%」

CNX NIFTY INDEX 先物取引 (US ドル建)

(1) 取引の制限

CNX NIFTY INDEX 先物取引は、最も近い2限月と3・6・9・12月の4限月が上場されており、当社では直近の2限月が取引できます。

各限月の最終木曜日が取引最終日となります。当該最終取引日がインドの休日に当たるときは前日に繰り上げられます。

(2) 呼値の単位及び取引単位

呼値は0.5ポイント刻みで、取引単位はCNX NIFTY Index 先物価格の2倍です。

(3) 値幅制限

取引所の定めるところにより次の値幅を越える値段による取引ができないものとします。

前日清算値の上下10%の価格に到達した場合、その後5分間は前日清算値の上下10%の価格に制

限されます。その後は順次、上下 15%、20%の値幅制限（それぞれ 5 分間）が適応され、その後は値幅制限がなくなります。また、取引最終日に値幅制限はありません。

○決済の方法

（1）転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済）

株価指数先物取引について、買建玉（又は売建玉）を保有する投資者は、取引最終日までに転売（又は買戻し）を行い、新規の買付け（又は売付け）を行ったときの約定数値と転売（又は買戻し）を行ったときの約定数値との差に相当する金銭を授受することにより決済することができます。

（2）最終清算数値による決済（最終決済）

取引最終日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の売付け又は買付けを行ったときの約定数値と最終清算数値（CME 株価指数先物取引については取引最終日の株価指数対象各銘柄の始値に基づいて算出する特別な指数（SOQ 値）。CNX NIFTY Index 先物については、取引最終日の株価指数対象各銘柄の引け前 30 分間における価格の平均値に基づいて算出される特別な指数）との差に相当する金銭を授受することにより決済されます。

注） 両建はお取り扱い致しません。

原則として先入先出により決済されますが、各取引所の慣習が優先されます。

○証拠金について

（1）証拠金の差入れ

証拠金は、受入証拠金の総額が証拠金所要額の総額を下回っている場合その不足額以上の額を、不足額が生じた日の翌日の当社が指定する日時までに現金にて差し入れなければなりません。金融商品取引業者から証拠金の差入請求があった場合、速やかにその差入を行わなければ金融商品取引業者は、その建玉について顧客の計算で転売買戻しを行い決済することができます。

当社における証拠金所要額は、各取引所が定める証拠金額を基に当社の規定により定めた額です。常にホームページに掲載しておりますのでご確認ください。また、各取引所は予告無く証拠金を変更することがあります。

（2）計算上の利益の払出し

計算上の利益額に相当する額の金銭については、受入証拠金の総額が証拠金所要額の総額を上回っているときの差額を限度として、委託している金融商品取引業者に請求することにより、払出しをうけることができます。

なお、計算上の利益の払出しを行っている場合には、建玉を決済したときの利益額と相殺されます。US ドルベースで発生している計算上の利益の払出しを受ける場合には、当社で円に換算され払い出されます。

（3）証拠金の返還

当社は、顧客が海外証券指数先物取引について、顧客が差入れた証拠金から未履行債務額を控除した額について返還を申し入れたときは、原則として遅滞無く返還します。

○当社又は指定清算参加者破綻時等の建玉の処理について

当社又は指定清算参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、執行取引所が支払不能による売買停止等の措置を講ずる場合があります。その場合は、お客様の計算により建玉を決済していただきます。

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令にしたがって当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

有価証券や金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。

この契約は、クーリングオフの対象になりません

・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文等を受け付けております。

ご契約の終了事由

当社のオンライン取引取扱規程に掲げる事由に該当した場合（主なものは次の通りです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約のお申し出があった場合
- お客様が当社の規程の変更に同意されない場合
- お客様が当社の規程及び法令諸規則に違反された場合
- お客様が支払期日までに支払うべき金銭を支払わない場合
(※詳細はオンライン取引規程第27条を御覧ください)
- 証拠金のお預かり残高がないまま、相当の期間を経過した場合

当社の概要

| | |
|----------|---|
| 商号等 | プレジアン証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第12号 |
| 本店所在地 | 〒540-0026 大阪府中央区本町1丁目3-5クロス・ロード 内本町3階 |
| 加入協会 | 日本証券業協会 第二種金融商品取引業協会 |
| 指定紛争解決機関 | 当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター |
| 資本金 | 385,000,000 円 |
| 主な事業 | 金融商品取引業 |
| 設立年月日 | 平成13年12月28日 |
| 連絡先 | 電話番号：06-4790-9191 E-Mail：otoiawase@pregian.com |

(H28.6)